

日野川河川事務所管内河川区域内樹木採取公募説明書

【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施していますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と有効利用を図っていくもので、条件を満たしていればどなたでも応募できます。

また、伐採した樹木は薪ストーブの燃料や米子がいな万灯等に利用できるほか、販売するなどの営利目的でも応募することができます。

1. 公募に参加する者に必要な条件等

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に伐採希望日の1ヶ月前までに、持参、郵送又はメールにより提出すること。（※提出様式への押印は不要です。）

なお、現地及び許可条件（特に、第8条～第14条）を確認のうえ、提出すること。

＜提出書類取得方法＞

日野川河川事務所のホームページから応募様式をダウンロード、もしくは日野川河川事務所流域治水課にて配布。

【日野川河川事務所ホームページURL】 <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/>

②提出期限

伐採希望日の1ヶ月前まで。

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

なお、郵送又はメールの場合は提出期限内必着とする。

③提出先・問い合わせ先

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課 流域調整係

電 話 0859-27-2420

Eメール hngw-r_act-application@cgr.mlit.go.jp

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件を満たしていると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順とするが、応募者数が多数の場合は選定されない場合がある。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送、メール等により通知を行う。

なお、通知は応募様式受付後10日程度を予定している。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面（樹木等採取予定箇所図）のとおり（ただし民地は除く）

樹種：主に「ヤナギ・竹類」等

①日野川左岸0k900（皆生大橋）付近

～ 日野川左岸2k840（新日野橋）付近

②日野川右岸1k400付近 ～ 日野川右岸2k000付近

③日野川左岸6k860（八幡橋）付近

～ 日野川左岸9k600（伯耆橋）付近

④法勝寺川右岸2k800付近 ～ 法勝寺川右岸3k200付近

⑤法勝寺川右岸5k900（坂根橋）付近 ～ 法勝寺川右岸6k800付近

⑥法勝寺川左岸5k900（坂根橋）付近 ～ 法勝寺川左岸6k800付近

6. 採取時期

令和 8年 8月 3日（月）から令和 9年 2月28日（日）まで【予定】

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には河川管理者に速やかに報告を行うとともに指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。また、作業用器具は日々持ち帰り現地に放置しないこと。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。
- ⑥ 熱中症対策を適切に行うこと。また、健康状態が万全でない場合は、作業を行わないこと。
- ⑦ 伐採に伴う事故は、伐採者の責任で解決すること。なお、作業中の事故やケガ等については河川管理者は一切責任を負わない。
- ⑧ 出水のおそれがある時は、伐採した樹木や機材等を流出させないように措置を講じること。
- ⑨ 「レベル2大雨注意報」が発表された時、又は出水や増水のおそれがある時は、河川内での作業を中止すること。

8. 出水期間中（6月20日～10月20日）における作業の制限について

- ① 流水の阻害となる坂路等は河川内に設置しないこと。
- ② 伐採した樹木は日々持ち帰ること。

9. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、許可受け者が第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には速やかに日野川管理室に報告し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第

18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

10. 河川法の許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請（別添、許可申請書）を行うこと。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

11. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

12. 河川法第25条の許可を受けたものは、本樹木の採取に係る河川法第32条第1項に基づく採取料徴収について、別途鳥取県知事が定める徴収料を納付しなければならない場合がある。なお、今回の採取料については「免除」される。

13. 問い合わせ先

応募手続きに関しては、2. 手続き等③提出先・問い合わせ先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 日野川管理室

電 話 0859-27-3464

14. スケジュール

応募受付期間	令和 8年 7月 3日(金)～令和 9年 1月28日(木)
選定結果の通知	応募様式受付後10日程度
河川法の申請	選定結果通知後随時提出のこと（別添、許可申請書）
許可書の発行	河川法の申請書受付後1週間程度
伐採作業期間	令和 8年 8月 3日(月)～令和 9年 2月28日(日) (伐採希望日の1ヶ月前までに応募様式を提出すること)

1 5. その他

- ① 採取範囲の詳細については、河川管理者が保全樹木（鳥類等の生息環境上残す必要がある樹木）等について調整し別途指定する。
- ② 伐採により発生する枝葉等についても原則持ち帰ることとするが、搬出しない場合は伐採区域内の日野川管理室専門調査官が指示する場所に集積すること。
- ③ 採取を希望する樹木の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する樹木の種類が一部の樹木のみである場合や採取目的が明確でない場合など）には、採取の妥当性を判断することができないため必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。当該ヒアリングによっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④ 採取期間の途中であっても採取を中止または延期する場合がある。
- ⑤ 伐採、積込、運搬等に係る労務費及び運搬費は、全て伐採者の自己負担とする。

許 可 条 件

- 第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。
- 第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。
- (1) 住所又は氏名を変更したとき
 - (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
 - (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかった時
- 第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、日野川管理室 専門調査官（以下、「専門調査官」という。）の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、専門調査官の確認を受けること。
- 第4条 許可を受けた者が採取に着手するときは、着手届を別紙（様式1）により専門調査官に事前に届出し、かつ採取中は専門調査官の指示により実施するとともに、完了の際は完了届を別紙（様式2）により速やかに報告し専門調査官の確認を受けること。
- 第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに専門調査官に報告すること。
- 第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。
- 第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。
- 第8条 堤防道路から高水敷へ下りる進入路（坂路）を使用することができるが、安全対策については、専門調査官に従うこと。
- 第9条 専門調査官が河川管理上必要となる指示に従うこと。
- 第10条 採取箇所までの必要な措置（除草等）については、採取者にて行うこと。

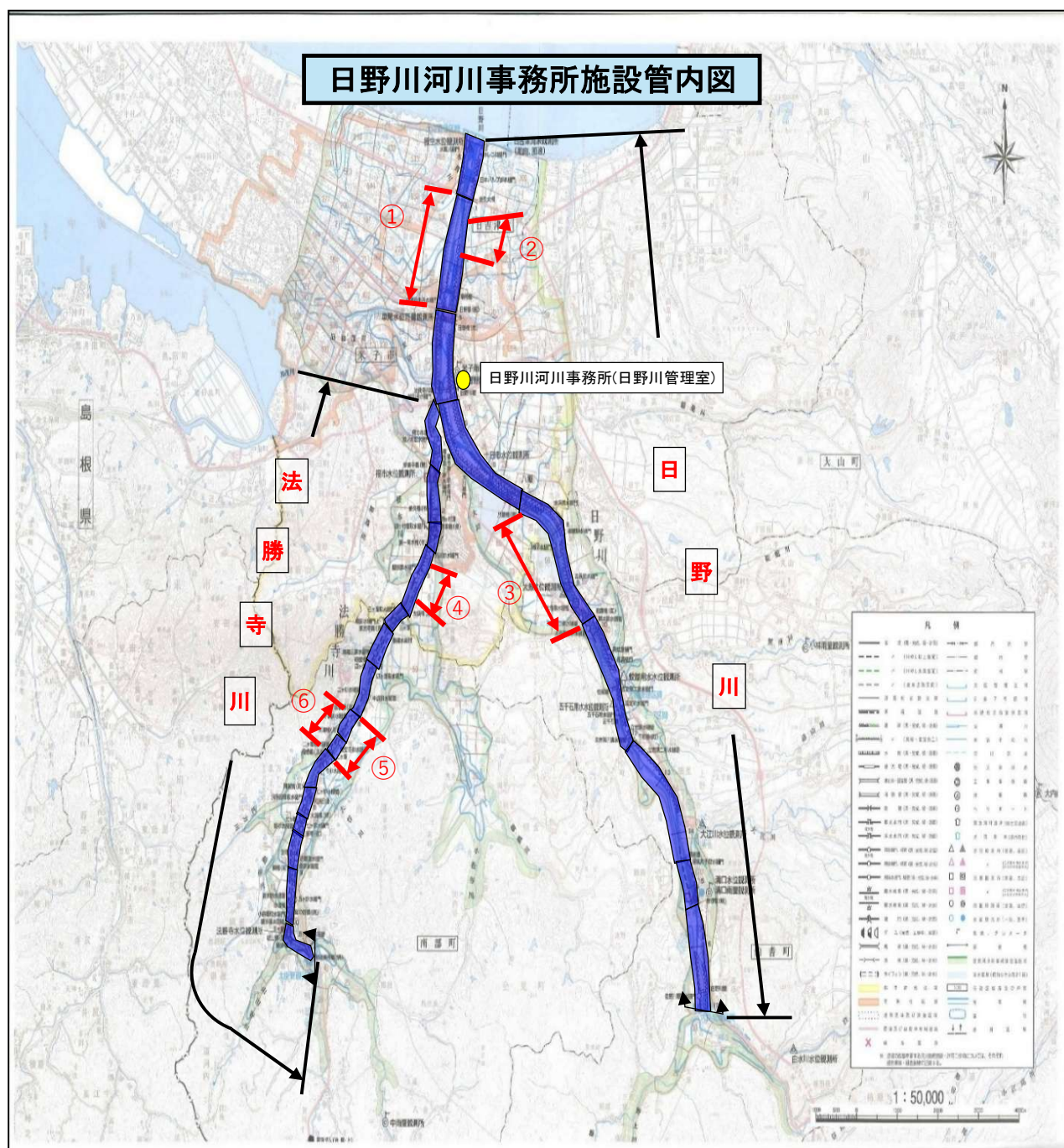
第 1 1 条 伐採後の樹木（幹）の高さを、地上から概ね 3 0 c m 以下（根株含む）とすること。

第 1 2 条 枝葉等を持ち帰らない場合は、採取区域内の専門調査官が指示する場所に集積すること。

第 1 3 条 「レベル 2 大雨注意報」が発表されている場合など大雨が予想される場合は、作業を中止すること。

第 1 4 条 第 8 条～第 1 3 条を遵守しない者は、許可を取り消すとともに、今後募集する河川内樹木採取についても許可を行わない場合がある。

樹木等採取予定箇所図



- ① 日野川左岸 0 k 9 0 0 (皆生大橋) 付近 ～ 日野川左岸 2 k 8 4 0 (新日野橋) 付近
- ② 日野川右岸 1 k 4 0 0 付近 ～ 日野川右岸 2 k 0 0 0 付近
- ③ 日野川左岸 6 k 8 6 0 (八幡橋) 付近 ～ 日野川左岸 9 k 6 0 0 (伯耆橋) 付近
- ④ 法勝寺川右岸 2 k 8 0 0 付近 ～ 法勝寺川右岸 3 k 2 0 0 付近
- ⑤ 法勝寺川右岸 5 k 9 0 0 (坂根橋) 付近 ～ 法勝寺川右岸 6 k 8 0 0 付近
- ⑥ 法勝寺川左岸 5 k 9 0 0 (坂根橋) 付近 ～ 法勝寺川左岸 6 k 8 0 0 付近

令和8年度 樹木等伐採予定箇所図

平面図 日野川
1/2



主な樹種	竹等
樹高	6m程度
幹径	2cm程度
進入路	有り（1ヶ所）



主な樹種	やなぎ等
樹高	4m程度
幹径	12cm程度
進入路	有り（3ヶ所）

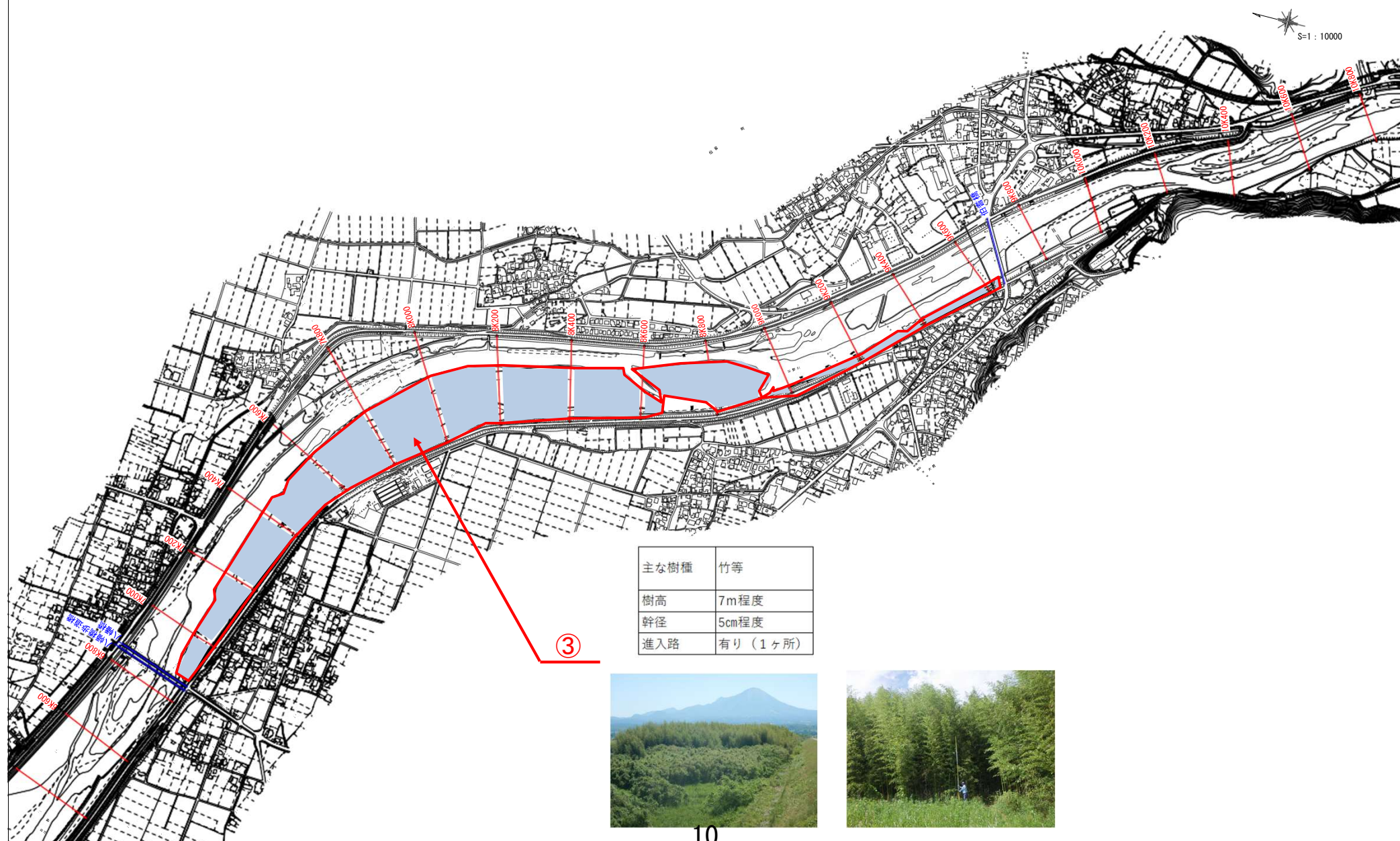


①

②

令和8年度 樹木等伐採予定箇所図

平面図 日野川
2/2



平面図法勝寺川

1/1

令和8年度 法勝寺川 樹木等伐採予定箇所図



主な樹種	竹等
樹高	6m程度
幹径	5cm程度
進入路	なし

主な樹種	やなぎ等
樹高	7m程度
幹径	15cm程度
進入路	なし



主な樹種	クルミ等
樹高	5 m程度
幹径	15cm程度
進入路	なし

応 募 様 式

令和 年 月 日

日野川河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名： _____

住 所： _____

電 話 番 号： _____

メールアドレス： _____

(所有者のみ)

令和 8 年 7 月 3 日付けで公募された「日野川河川事務所管内河川区域内樹木採取」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 採取希望区域： _____

※応募区域が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する樹木の用途： _____

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間： _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日 (のうち _____ 日間) を予定

作業実施者： 一日あたり _____ 人で実施予定

伐採方法： _____

搬出方法： _____

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

- 無し
- 有り 令和 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 安全対策等の実施の有無

※ 実施する全ての項目の□にレ点か■を記入願います。

- ☐ 清掃
- ☐ 交通整理
- ☐ その他（ ）

6. 参加に必要な条件の適合

※ 該当箇所すべての□にレ点か■を記入願います。

- ☐ 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる。
- ☐ 過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でない。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でない。
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない。
- ☐ 直近１年間の税を滞納している者でない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない。

記載例

応募様式

令和●●年●●月●●日

日野川河川事務所長 殿

<応募者>

- ① 電話番号は携帯電話番号でも結構です。
- ② メールアドレスは所有している場合に記入して下さい。

氏 名 : _____

住 所 : _____

電 話 番 号 : _____

メールアドレス : _____

(所有者のみ)

令和 8 年 7 月 3 日付けで公募された「日野川河川事務所管内河川区域内樹木採取」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 採取希望区域：（日野川・法勝寺川右岸・左岸○k○○～○k○○×○○m程度）

※応募区域が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する樹木の用途：「薪、キノコ栽培の原木」等の用途予定を記入して下さい。

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間：●●月●●日 ～ ●●月●●日（のうち●●日間）を予定

作業実施者：一日あたり ●●人で実施予定

伐採方法：「チェーンソーで伐採」等の伐採方法を記入して下さい。

搬出方法：「軽トラック、2 t トラックで搬出」等の車両について記入して下さい。

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

☐ 無し

☐ 有り 令和 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 安全対策等の実施の有無

※ 実施する全ての項目の□にレ点か■を記入願います。

☐ 清掃

☐ 交通整理

☐ その他 ()

6. 参加に必要な条件の適合

※ 該当箇所すべての□にレ点か■を記入願います。

☐ 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる。

☐ 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でない。

☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でない。

☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない。

☐ 直近1年間の税を滞納している者でない。

☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない。

**応募にあたっては、許可条件
をよく確認して下さい。**

別添

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 殿

申請者 住 所

氏 名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏 名
電話番号

(様式 1)

令和 年 月 日

日野川管理室 専門調査官 殿

申請者

住 所
氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日

2. 許可年月日
及 び 番 号

3. 河川の名称 日野川水系

4. 採取の場所 地先 (左岸 付近)

5. 採取の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

6. 作業人数 人

7. 緊急時の
連 絡 先

注) 採取着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

令和 年 月 日

日野川管理室 専門調査官 殿

申請者

住 所
氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日

2. 許可年月日
及び番号

3. 河川の名称 日野川水系

4. 採取の場所 地先 (～ 付近)

5. 採取の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

6. 採取範囲及び採取数量 採取本数 ～

7. 確 認 希 望
連 絡 先

8. 摘 要 竣工図書として、状況写真（採取前、採取中及び完了後）及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。

（参考） 関係法令

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（工事原因者の工事の施行等）

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

- 2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。
- 4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（原因者負担金）

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）

（河川の産出物）

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（河川の産出物の採取の許可の申請）

第十三条 土石その他の河川の産出物の採取に関する法第二十五条又は第二十七条第一項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の3）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図
- 三 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図
- 四 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの
- 五 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- 六 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 七 その他参考となるべき事項を記載した図書

○天塩川水系等に係る指定区間外の一級河川について河川の産出物を指定する件（昭和四十三年建設省告示第一三一八号）（抄）

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる水系に係る指定区間外の一級河川について、それぞれ同表の下欄に掲げる河川の産出物を指定する。

水 系	河川の産出物
天塩川水系、常呂川水系、石狩川水系、尻別川水系、後志利別川水系、 鶴川水系、沙流川水系、釧路川水系、十勝川水系、北上川水系、鳴瀬川 水系、最上川水系、赤川水系、淀川水系（野洲川及び北流を除く。）、芦 田川水系、筑後川水系、小丸川水系及び大淀川水系	芝草及び雑草
久慈川水系、那珂川水系、利根川水系、荒川水系（東京都・埼玉県）、多 摩川水系、鶴見川水系、荒川水系（新潟県・山形県）、阿賀野川水系、信 濃川水系、常願寺川水系、庄川水系、小矢部川水系、手取川水系、狩野 川水系、富士川水系、安倍川水系、大井川水系、菊川水系、天竜川水系、 豊川水系、矢作川水系、木曾川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系、櫛田川 水系、加古川水系、吉井川水系、旭川水系、高梁川水系、太田川水系、 吉野川水系、那賀川水系、重信川水系、肱川水系、物部川水系、仁淀川 水系及び渡川水系	芝草
岩木川水系、名取川水系、阿武隈川水系、九頭竜川水系、遠賀川水系及 び大野川水系	雑草

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。